

平成30年10月1日から

「茨城労働局雇用保険

電子申請事務センター」を開設し、

茨城県内の雇用保険電子申請の事務処理を集中化します。

現在、茨城県内の各ハローワークで行っている「雇用保険電子申請による手続き」の事務処理を迅速に行うため、一部の雇用保険電子申請の審査事務を「茨城労働局雇用保険電子申請事務センター」で、集中化して行います。

※雇用保険電子申請はインターネットを用いて各種手続きを行うことであり、電子政府の総合窓口【e-Gov】を通じて行います。詳細は、電子政府の総合窓口【e-Gov】のホームページ <https://www.e-gov.go.jp/> をご確認ください。

e-Gov

検索

【電子申請のメリット】

- 365日いつでも、パソコンによりどこからでも、申請できます。
- チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。
- ハローワークへの届出書にはマイナンバーの記載が必要となりますが、その個人情報の安全管理にも適しています。
- ハローワークに来所する時間や経費の節減になります。

※引き続きハローワークで事務処理を行う電子申請手続きについては、裏面の「雇用保険電子申請手続きのお問い合わせ先」をご覧ください。

<ご注意ください>

- 1 手続き方法に変更はありません。申請先も従来と変更なく、管轄のハローワークとなります。電子申請画面(基本情報画面)の申請先は管轄のハローワークを選択してください。
- 2 届出内容について電子申請事務センター、または管轄のハローワークから確認の連絡をさせていただきますことがあります。また、必要に応じて確認書類の添付を依頼する場合があります。
(例:定年退職の場合の被保険者資格喪失手続き ⇒ 就業規則の定年規定部分の写しの添付)
- 3 電子申請を利用する場合は、照合省略の認可※を受けることで、賃金台帳等の確認書類の添付を省略することができます。
※認可手続きについては、事業所は管轄のハローワーク、労働保険事務組合・社会保険労務士は茨城労働局雇用保険電子申請事務センターへ申請・お問い合わせください。

茨城労働局雇用保険電子申請事務センター

〒310-8511

茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階

業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝、年末年始を除く平日)

電話 029-277-8007

FAX 029-277-8003



茨城労働局職業安定課

ハローワーク(公共職業安定所)

雇用保険電子申請手続きのお問い合わせ先

電子申請手続きをした届出等について、お問い合わせや訂正が必要な場合は下記のお問い合わせ先までお願いいたします。

手 続 名	お問い合わせ先	
	電子申請 事務センター	ハローワーク
事業所に関する手続き	雇用保険の事業所設置の届出	○
	雇用保険の事業所廃止の届出	○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出	○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届	○
	雇用保険事業所非該当承認申請書	○
被保険者に関する手続き	雇用保険被保険者資格取得届	○
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし・あり）	○
	雇用保険被保険者証の再交付の申請	○
	雇用保険被保険者転勤届	○
	雇用保険被保険者氏名変更届	○
	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	○
雇用継続給付に関する手続き	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金）の申請	○
	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請	○
	雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請	○
	雇用保険介護休業給付（介護休業給付金）の申請	○
	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	○
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）の提出及び育児休業給付受給資格確認	○

※直前に雇用されていた事業所からの喪失手続きが遅れ、取得届が即時処理できない場合や6か月以上遡って取得・喪失届が提出された場合、また、離職票の訂正・補正等の手続きは従来どおり管轄ハローワークで取り扱います。

※求職者給付、就職促進給付及び教育訓練給付の手続については、管轄のハローワークへお問い合わせください。

（その他、電子申請についてよくあるご質問）

Q すでに電子申請で手続き終了したもののうち、申請内容に誤りがあった場合はどうすればいいですか？

A e-Govの電子申請システムでは雇用保険に関する「訂正手続き」ができません。管轄のハローワークが「訂正の手続き」に対応することとなりますので管轄ハローワークへご連絡ください。

Q 送信した電子申請を取下げたい場合はどうすればいいですか？

A 審査終了になるまでの間であれば、e-Govの電子申請システムで取下げが可能です。申請取下げの方法については、e-Govの電子申請システムの状況確認画面から行ってください。

Q 電子申請に必要な添付書類を添付し忘れたり、記載漏れ、管轄のハローワークを誤って申請した場合はどうすればいいですか？

A 電話等で簡単に補正できるものを除いて、原則として「修正指示」により理由を付した上で返戻することとなります。その場合は、再度届け出ていただくこととなります。添付漏れには十分にご注意ください。